

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

中種子町長 田淵川寿広

中種子町規則第16号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「100分の124以上100分の315以下」を「100分の125.25以上100分の318.75以下」に、「100分の148以上100分の375以下」を「100分の149.25以上100分の378.75以下」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124未満」を「100分の113.75以上100分の125.25未満」に、「100分の133.5以上100分の148未満」を「100分の134.75以上100分の149.25未満」に改め、同項第3号中「100分の101以上100分の105以下」を「100分の102.25」に、「100分の121以上100分の125以下」を「100分の122.25」に改め、同項第4号中「100分の92.5以下」を「100分の93.75以下」に、「100分の111.5以下」を「100分の112.75以下」に改める。

第43条の2第1項第1号中「100分の50.25以上」を「100分の52.75以上」に、「100分の60.25以上」を「100分の62.75以上」に改め、同項第2号中「100分の46.75」を「100分の49.25」に、「100分の56.75」を「100分の59.25」に改め、同項第3号中「100分の44.75以下」を「100分の47.25以下」に、「100分の54.75以下」を「100分の57.25以下」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則(昭和38年中種子町規則第3号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(成績率)</p> <p>第43条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第17条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(中種子町職員の人事評価に関する実施規程(平成28年訓令第2号)第6条に規定する確認が行われた全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125.25以上100分の318.75以下</u>(第45条に規定する条例第17条の2第1項に規定する規則で定める職にある職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。))にあつては、<u>100分の149.25以上100分の378.75以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.75以上100分の125.25未満</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の134.</u></p>	<p>(成績率)</p> <p>第43条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第17条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(中種子町職員の人事評価に関する実施規程(平成28年訓令第2号)第6条に規定する確認が行われた全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u> (第45条に規定する条例第17条の2第1項に規定する規則で定める職にある職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。))にあつては、<u>100分の148以上100分の375以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の133.</u></p>

75以上100分の149.25未満

- (3) 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の町長の定める職員を除く。) 100分の102.25 (特定管理職員にあつては、100分の122.25)
- (4) 直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員 100分の93.75以下 (特定管理職員にあつては、100分の112.75以下)

2・3 (略)

第43条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の52.75以上(特定管理職員にあつては、100分の62.75以上)
- (2) 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の町長の定める職員を除く。) 100分の49.25(特定管理職員にあつては、100分の59.25)

5以上100分の148未満

- (3) 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の町長の定める職員を除く。) 100分の101以上100分の105以下(特定管理職員にあつては、100分の121以上100分の125以下)
- (4) 直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員 100分の92.5以下 (特定管理職員にあつては、100分の111.5以下)

2・3 (略)

第43条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の50.25以上(特定管理職員にあつては、100分の60.25以上)
- (2) 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の町長の定める職員を除く。) 100分の46.75(特定管理職員にあつては、100分の56.75)

<p>(3) 直近の業績評価が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員 <u>100分の47.25以下</u> (特定管理職員にあつては, <u>100分の57.25以下</u>)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) 直近の業績評価が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長の定める職員 <u>100分の44.75以下</u> (特定管理職員にあつては, <u>100分の54.75以下</u>)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

